

内部管理体制の基本方針 全文

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、平成31年3月13日、理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本会の基本方針を以下のとおり決定した。

1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 理事会、評議員会は、定款の定めに基づき適正に運営する。
- ③ 常務理事及び管理者層による企画運営会議を定期的で開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 「処務規程」に基づき、常務理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 業務の適正及び効率性を確保するため、内部監査を行い、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2 リスク管理に関する体制

- ① 理事及び職員は相互に協力し、本会の経済的、物理的損失、信用の失墜等、経営上のリスクの把握、発生の防止及びその解消に努める。
- ② 理事は、法令により定められた義務及び規制を遵守するとともに、定款の規定を遵守し、忠実にその職務を行う。また、本会の経営上のリスクを把握した場合は、法令、定款及び諸規程に従って必要な措置を講じる。
- ③ 職員は法令及び職員就業規則を遵守するとともに、経理規程、組織規程、文書処理規程をはじめとする事務処理関係の規定を遵守し、適正な方法によりその職務を執行する。また、本会の業務執行上のリスクを把握した場合は、法令、定款及び諸規程に従って必要な措置を講じる。
- ④ 理事及び職員は、「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する諸規

程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。

- ⑤ 事業活動に関するリスクについては、法令や本会内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ⑥ 内部監査により重要リスクが適切に管理されていることを確認するとともに、その結果について常務理事に適時報告する。
- ⑦ 本会の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、企画運営会議等で審議し、必要に応じて理事会に報告し、対策等の必要な事項を決定する。
- ⑧ 大規模自然災害その他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

3 コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに定款及び本会の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う。
- ② 本会のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 本会の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 事務局長は、内部監査の結果等を踏まえ、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を会長に報告するとともに、所要の改善を図る。

4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 法人運営事務担当者及び経理事務担当者は、監事はその職務を円滑に遂行できるよう、監事相互及び会計監査人との連携を補助する。
- ⑥ 理事又は職員等は、当会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法

令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに会長、常務理事並びに監事に報告する。

- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 会長は、定期的に監事と事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

附 則

この基本方針の改正規定は、令和5年6月26日から施行する。